

文科省「受験機会の確保」の Q&Aで見解などを公表！

対象者は新型コロナの罹患者、濃厚接触者。
個別試験のみでの合否判定について、
共テを受けた者と比較して、十分上回る力が求められると見解

旺文社 教育情報センター 2022年1月13日

1月11日、文部科学省は、大学入試での「受験機会の更なる確保」を全大学に通知した。12日、ホームページに「Q&A」を掲載。対象者を明確化し、公平性への見解などを示した。

参考：「文科省 共テが受験できなかった場合、個別試験で合否判定を大学に要請！」（1月12日、弊社配信記事）

■「受験機会の確保」に関するポイント

POINT

- ◎今回の「受験機会の更なる確保」の対象者は新型コロナの罹患者、濃厚接触者。
- ◎本措置は今年度に限り行う。
- ◎個別試験のみを受験できる対象者は、共通テストの本試験・追試験の両方を新型コロナ罹患者、濃厚接触で受験できなかった者。または、共通テストの本試験・追試験のいずれかを新型コロナ罹患者、濃厚接触で受験できず、一方の試験は病気、けが、やむを得ない理由で受験できなかった者。
 - └新型コロナ以外の理由で、共通テストの本試験・追試験の両方が受験できなかった者は対象外。
 - └共通テストや個別試験を受験できなかった場合、新型コロナ罹患者や病気、けが等の医師の診断書等の提出が求められる。
- ◎今回の措置は、受験生本人が、試験が有利になるからと意図して共通テストを回避する選択ができるものではない。
- ◎大学は、共通テストを受験していない受験生について、共通テストを受験した他の受験生と比較して、十分上回る力があるかどうかを慎重かつ厳格に判定すると考えられる。
- ◎対象者の合否判定は、本来の募集人員の枠外で行える措置が講じられている。

共通テスト本試験の直前1月11日に文部科学省が全大学に宛てた新型コロナ対応での「受験機会の更なる確保」について、12日同省はあらためて対象者、公平性への見解などをQ&A形式で公表した。

コロナ感染者の急拡大を踏まえての措置であること、対象者は新型コロナの罹患者・濃厚接触者で、今年度限りの措置とした。受験生が、有利になるからと意図的に共通テストを受けない選択を可能とするものではないこととし、合否判定については「基準は大学が決定すること」と前置きした上で、「共通テストを受験した者と比較して、十分上回る力があるかどうか慎重かつ厳格に判定されると考えられる」と見解を示した。（2022.1 加納）

■「受験機会の確保」に関する Q&A の要旨

Q. 1

- ・なぜ今回の「受験機会の更なる確保」の方策を講じるのか？
- ・なぜ新型コロナに罹患した受験生や濃厚接触者となった受験生だけが受験機会確保の対象なのか？

A. 1

- ・今回の措置は、感染力が高いと言われるオミクロン株による感染急拡大の状況を踏まえている。
- ・新型コロナがなければ、受験機会を失うことのなかった受験生を最大限救済することが目的。
- ・万が一感染しても、受験機会自体を失うことが、できる限りないよう、今年度に限り例外的に行う。
- ・そのため、新型コロナに罹患した受験生や濃厚接触者となった受験生が対象。
- ・共通テストは、本試験の2週間後に追試験を設定している。
- ・各大学の個別試験も、約99%の大学で追試験、振替受験の機会が設定されている。
- ・今回の措置の対象となる受験生が出る可能性は極めて限定的であると考えている。

Q. 2

- ・共通テストの本試験と追試験の両方が受験できずに、大学の個別試験を受験できる場合とは？

A. 2

- ・今回の措置は、新型コロナがなければ、本試験・追試験のいずれかが受験できた者を救済することが目的。
- ・共通テストを、新型コロナに罹患したことで受験できなかった、または、保健所より濃厚接触者に該当するとされ、必要要件を満たせず別室受験ができなかった、次の者が対象。
 - ①本試験、追試験のいずれも受験できなかった者。
 - ②本試験もしくは追試験のいずれかが受験できなかった者のうち、もう一方の試験も病気、けが、やむを得ない理由（※）で受験できなかった者。
- （※）やむを得ない理由は「共通テストの受験上の注意」（大学入試センター）を確認。
- ・新型コロナ以外の病気、けが等を理由として、本試験も追試験も受験できなかった場合は、今回の例外的な措置の対象外。
- ・新型コロナへの罹患や、病気、けが等で共通テストや個別試験を受験できなかった場合、医師の診断書等の提出が求められる。
- ・保健所より新型コロナの濃厚接触者に該当すると伝えられた場合は、該当の保健所の名称等の申告が求められる。

Q. 3

- ・共通テストを受験せずに各大学の個別試験だけ受験した方が有利になるのではないかな？

A. 3

- ・今回の措置は、共通テストを受験できなかったことについて、新型コロナに罹患、または保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられたというやむを得ない事情がある者が対象（※）。
- ・今回の措置は、医師の診断書の提出や、該当の保健所の名称等の申告を求めて行う。
- ・本人が、有利になるからというような理由で意図的に共通テストを受験しない方法を選択できるようになるものではない。
- （※）筆者注：共通テストは、濃厚接触者でも行政検査で陰性、試験当日無症状など所定の要件を満たせば別室で受験可能。
- ・共通テストの得点と個別試験の得点の扱いや、合否判定の基準をどのように設定するかは、各大学が決定することだが、各大学は、共通テストの成績で確認したかった学力も含め個別試験だけで合否判定することになるため、共通テストを受験した他の受験生と比較して、十分それを上回る能力を有するかどうかを慎重かつ厳格に判定するものと考えられる。
- ・今回の措置により、判定基準が易しくなると有利になるようなことはないと考えている。

Q. 4

- ・今回の措置で、共通テストを受験せずに個別試験だけ受験する者や、再追試を受験する者がいると、本来の試験で受験する者の合格枠が減ってしまうのではないかな不安。

A. 4

- ・合格者数の決定は、最終的には大学の判断だが、今回の措置の対象となる受験生の合否判定については、本来の募集人員の枠外で行うことを可能とする措置を講じている。